

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定事務処理要領

第1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第1条の2第1号、第2号に規定する育成医療及び更生医療に係るものに限る。以下同じ。）の指定等に関する事務処理については、法、政令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成25年岡山県規則第27号。）に定めるもののほか、この事務処理要領に定めるところによる。

第2 新規指定

1 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの申請は、各種指定申請書により作成の上、岡山県知事あて提出させることとし、その際の提出書類は次のとおりとする。

（1）病院又は診療所

- ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式第1号）
- イ 主として担当する医師の医師免許証の写し
- ウ 保険医療機関指定通知書の写し
- エ 法第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）
- オ その他、医療の種類毎に定める様式

（2）薬局

- ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）（様式第2号）
- イ 薬局開設許可証の写し
- ウ 保険薬局指定通知書の写し
- エ 薬剤師免許証の写し
- オ 誓約書

（3）指定訪問看護事業者等

- ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第3号）
- イ 健康保険法又は介護保険法の規定による指定通知書の写し
- ウ 誓約書

2 申請の際に、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があつたものとして取り扱い、その場合の審査、指定等の事務については一括して行うこと。

なお、申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請者にその旨を明記させることとし、この場合は申請のあった自立支援医療についてのみ審査、指定等の事務を行うこと。

第3 指定審査

指定審査は、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあっては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- 2 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

- (1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあっては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

- (2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあっては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

- (4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

- (5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしているであること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施出来る体制及び設備を有している施設であること。

- (6) 歯科矯正に関する医療を担当する医療機関にあっては、頭部X線規格写真装置及びパントモ撮影装置を有していること。また矯正歯科を標榜していること。

- (7) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあっては、各診療科医師の連携に

より総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

- (8) 整形外科に関する医療を担当する医療機関にあっては、後療法の設備を有していること。
- (9) 形成外科に関する医療を担当する医療機関にあっては、形成外科を標榜していること。
- (10) 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など身体障害に配慮した設備構造が確保されていること。

- (11) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。
- (2) それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

なお、専門科目に関する学位を取得している場合は、相応の研究を経たものとして6月以内を加算し得ること。

また、腎臓及び肝臓に関する医療の場合、専門科目とは原則として内科、小児科、循環器科、外科、泌尿器科又は麻酔科をいい、病理学、生理学等の基礎医学又は産婦人科等他の診療領域に関する科目は除くものであること。

- (3) 中枢神経、心臓脈管外科、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあって（1）及び（2）に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓脈管外科に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

ウ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

エ 腎臓に関する医療

(ア) 適切な医療機関において人工透析に関する研修又は財団法人日本腎臓財団が行う透析療法従事職員研修を受けていること。

(イ) 血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

オ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

カ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

キ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ク 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

(4) それぞれの医療の分野における関係学会に加入していること。

ア 眼科に関する医療を担当する医師については、担当しようとする医療の分野における関係学会に加入していること。

イ 耳鼻咽頭科に関する医療を担当する医師については、担当しようとする医療の分野における関係学会に加入していること。

ウ 心臓及び心臓脈管外科に関する医療を担当する医師については、担当しようとする医療の分野における関係学会に加入していること。

エ 中枢神経に関する医療を担当する医師については、担当しようとする医療の分野における関係学会に加入していること。

オ 小腸に関する医療を担当する医師については、担当しようとする医療の

分野における関係学会に加入していること。

- カ 整形外科に関する医療を担当する医師については、日本整形外科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。
- キ 形成外科に関する医療を担当する医師については、日本形成外科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。
- ク 脳神経外科に関する医療を担当する医師については、日本脳神経外科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。
- ケ 腎臓に関する医療を担当する医師については、日本腎臓学会、日本人工臓器学会、日本透析医学会及び日本泌尿器学会のうち、いずれかひとつの会員であること。
- コ 歯科矯正に関する医療を担当する歯科医師については、日本矯正歯科学会及び日本口蓋裂学会会員であること。

4 審査結果の通知

審査の結果、指定する場合は様式第13号により、指定しないこととする場合は様式第14号により、速やかに申請者へ通知する。指定の有効期間は6年間であり、6年毎に申請書類を提出し、更新を受ける必要がある。なお、指定する場合の指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

5 告示

指定自立支援医療機関を指定したときは、次の事項を岡山県公報に告示する。

- (1) 指定自立支援医療機関名
- (2) 所在地
- (3) 担当する医療の種類
- (4) 指定年月日

第4 指定の変更

1 変更届出

法第64条の規定による変更の届出は、各種変更届により作成の上、岡山県知事あて提出させることとし、その際の提出書類は次のとおりとする。

ただし、変更のあったもののみでよいものとする。

(1) 病院又は診療所

- ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届（病院又は診療所）
(様式第4号)
- イ 主として担当する医師の医師免許証の写し
- ウ 誓約書

(2) 薬局

- ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届（薬局）（様式第5号）
- イ 薬局開設許可証の写し
- ウ 保険薬局指定通知書の写し

エ 薬剤師免許証の写し

オ 誓約書

(3) 指定訪問看護事業者等

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届（指定訪問看護事業者等）（様式第6号）

イ 誓約書

2 変更届出の審査

変更の届出は、第3指定審査に準じて審査する。

審査の結果、不適当と認められる場合は、様式第15号により改善の指導を行うこととし、改善が不可能な場合には法第68条の規定による指定の取消しを検討する。

3 告示

変更した内容が、第3の5の各号に該当する場合には、第3の5に準じて岡山県公報に告示する。

第5 指定の更新

1 更新申請

法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの申請は、各種指定更新申請書により作成の上、岡山県知事あて提出させることとし、その際の提出書類は次のとおりとする。

なお、当該更新申請書の提出の際、変更申請及び変更届出の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更申請及び変更届出を提出させることとする。

(1) 病院又は診療所

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（病院又は診療所）（様式第7号）

イ 誓約書

(2) 薬局

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（薬局）（様式第8号）

イ 保険薬局指定通知書の写し

ウ 誓約書

(3) 指定訪問看護事業者等

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第9号）

イ 誓約書

2 更新審査

更新審査は、第3指定審査に準じて審査する。

審査の結果、不適当と認められる場合は、様式第16号により改善の指導を行うこととし、改善が不可能な場合には法第68条の規定による指定の取消しを検討

する。

3 審査結果の通知

審査の結果、更新する場合は様式第 17 号により、更新しないこととする場合は様式第 18 号により、速やかに更新申請者へ通知する。更新する場合の更新年月日は、原則として前回指定又は更新の有効期間満了日の翌日とする。

4 告示

指定自立支援医療機関を更新したときは、第 3 の 5 に準じて岡山県公報に告示する。

第 6 指定の辞退

1 指定の辞退の申出

法第 65 条の規定による指定の辞退の申出は、各種指定辞退申請書により作成の上、岡山県知事あて提出させることとする。なお、辞退の申出を行う場合は、1 ヶ月以上の予告期間を設けなければならない。

(1) 病院又は診療所

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定辞退申出書（病院又は診療所）（様式第 10 号）

(2) 薬局

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定辞退申出書（薬局）（様式第 11 号）

(3) 指定訪問看護事業者等

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定辞退申出書（指定訪問看護事業者等）（様式第 12 号）

2 告示

指定の辞退の申出があった場合は、第 3 の 5 に準じて岡山県公報に告示する。

第 7 届出(休止・廃止・再開・処分)

1 届出

規則第 63 条の規定による届出は、各種届出書により作成の上、岡山県知事あて提出させることとする。

(1) 病院又は診療所

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（休止・廃止・再開・処分）届出書（病院又は診療所）（様式第 19 号）

(2) 薬局

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（休止・廃止・再開・処分）届出書（薬局）（様式第 20 号）

(3) 指定訪問看護事業者等

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（休止・廃止・再開・処分）届出書（指定訪問看護事業者等）（様式第 21 号）

2 告示

特段の理由がなければ、岡山県公報への告示は要しない。

第8 その他

- 1 法第66条の規定により岡山県知事が認めた場合、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者に対して報告等を求めることができる。
- 2 法第67条の規定により岡山県知事が認めた場合、指定自立支援医療機関の開設者に対して、勧告、命令等を行うことができる。
- 3 法第68条の規定により岡山県知事は、指定自立支援医療機関に係る指定を取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止(以下「指定の取消し等」という。)することができる。

なお、指定の取消し等を行った場合は、第3の5に準じて岡山県公報に告示する。

附則 本要領は、平成18年4月1日から適用する。

附則 本要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則 本要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則 本要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則 本要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則 本要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則 本要領は、平成30年10月1日から適用する。

附則 本要領は、令和3年2月22日から適用する。

附則 本要領は、令和8年2月1日から適用する。